

消 第 1247 号  
令和7年3月10日  
改正 令和7年6月24日

## 武器等製造法に基づく審査及び行政処分の運用基準等

武器等製造法等に基づく行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による富山県知事の審査の基準及び同法第12条第1項の規定による富山県知事の処分の基準は、以下の規定に基づき、次のように定める。なお、本運用基準は、猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者に関する内容を対象とする。

- 武器等製造法（昭和28年法律第145号）
- 武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号）
- 猟銃等販売事業の許可について（昭和35年10月21日付け35重局第2270号）
- 猟銃等販売事業の許可基準について（昭和37年10月2日付け37重局第1543号）
- 猟銃等販売事業許可に関する欠格事由について（昭和45年2月4日付け45重局第24号）
- 猟銃等販売事業の許可基準について（昭和47年3月22日付け47重局第101号）
- 猟銃等製造事業許可に関する欠格事由について（昭和48年3月19日付け48重局第279号）
- 猟銃等販売事業許可基準について（昭和48年11月12日付け48機局第314号）
- 武器等製造法違反について（昭和53年6月9日付け53機局第320号）

### 第1 武器等製造法の許可に係る審査の運用基準

武器等製造法（以下、「法」という。）第17条及び第19条の規定による許可の審査に当たっては、「公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に許可を与えることのないよう、次の事項を十分配慮しながら審査する。

- (1) 法第5条第1項第5号に掲げる事由に該当する者でないこと。
- (2) 申請者の住居が定まっていること
- (3) 同居の親族等申請者に密接な関係のある者が、武器又は猟銃等を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められないこと。この判断に当たっては、必要に応じて公安委員会の意見を聞くこと。

## 第2 武器等製造法の行政処分基準

猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者が猟銃等の保管及び取扱いで、特に盗難防止について法令上の違反を行った場合の行政処分については、下表の処分基準に従って措置する。

この基準は、処分の標準的基準を定めたものであるので、特に悪質な事例又は特に情状を考慮すべき事例等については、実情に応じて措置を行う。

また、告発による罰則の適用については、本基準に基づく行政処分とは別に行う。

1 許可された後において、第1の運用基準に抵触する事実が発生した場合においては、原則として次の表のとおり措置するものとする。

事由	措置
① 事業者（法人又は団体にあつてはその業務を行う役員を含む。以下同じ。）が法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であると認められた場合	当該許可の取消し
② 事業者が最近3年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者として不適当な者であると認められた場合	
③ 事業者が心身の故障により猟銃等の製造の事業又は猟銃等の販売の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者であると認められた場合	
④ 事業者の住居が定まっていないと認められた場合	実情に応じ、当該許可の取消し又は期間を定めてその事業の停止命令
⑤ 同居の親族等事業者に密接な関係のある者が、武器又は猟銃等を使用して他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認められた場合	

2 1以外の内容については、原則として次の表のとおり措置するものとする。

違反条項 条 項 号	違反内容	措置（行政処分内容）
規 20 1	管理上支障のない場所に保管されていない	法第20条で準用する法第9条第3項の規定に基づく当該保管設備の基準適合命令及び注意書の交付
規 20 2イ	金属製のロッカーその他堅固な構造の収納設備で、確実に施錠されていない	
2ロ	くさり等で堅固に固定しうる設備で、確実に施錠されていない	
規 20 3	猟銃等の数量に応じた収容能力がない	

規 20	4	容易に持ち運びできない構造となっていない	
規 20	5	非常の際外部に通報することができる装置が整備されていない	
法19の2	2	実包、空包又は金属性弾丸を猟銃等とともに保管	法第 20 条で準用する法第 9 条第 3 項の規定に基づく当該保管設備の基準適合命令及び注意書の交付
法 23 規 22		帳簿の記載違反（虚偽の記載又は帳簿を作成していなかった場合に限る。）	注意書の交付
法 26		紛失・盗難時の事故届の届出違反（所有又は占有する猟銃等）	注意書の交付

### 第 3 施行期日等

この運用基準等は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

様式 1

消第 号  
年 月 日

殿

富山県危機管理局消防課長

注 意 書

年 月 日、武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号。以下「法」という。）及び武器等製造法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 43 号。以下「規則」という。）の規定に違反する下記事項がありましたので、速やかに改善し、今後再びこのようなことがないように厳重に注意します。

記

- 1 違反のあった場所
- 2 法令違反事項  
(法第 条関係)  
・
- 3 改善すべき事項

様式2

富山県指令消第 号

住 所  
氏名又は名称

〇〇に対する〇〇命令について

年 月 日、武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下「法」という。）及び武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号。以下「規則」という。）の規定に違反する下記の事項が認められるので、同法第●条第●項の規定により〇〇することを命ずる。

年 月 日

富山県知事

記

- 1 違反のあった場所
- 2 法令違反事項  
(法第 条関係)

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があることを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表するものは、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。